1. やさしく解説! PTA等共済法と共済団体の事業



まずは、PTA 等共済法の基本事項についての確認です!

共済事業の意義

PTA等の主催行事、学校の管理下の活動、学校の管理下以外の活動などの各種活動は、安全を第一に運営がなされるべきものですが、当該活動中に、傷害、疾病、死亡等の事故が発生することを完全に排除することはできません。本来そうした事態が生じた場合には、児童生徒、保護者、教職員、指導者等の参加者やその家族が、事故によっては多額の治療費等を負担しなければならなくなります。

PTA等共済法に基づいて実施される共済事業は、万が一事故等が起きた場合に、そうした治療費等の支払いを行うものです。

PTA等共済法に基づいて実施される様々な事業形態の共済事業は、いずれも、地域ぐるみで児童生徒等、保護者、教職員、指導者等が、上記の各種活動に安全にかつ安心して参加できる環境を整備するものであり、児童又は青少年の健全な育成と福祉の増進、青少年教育の振興等に資するものとして、極めて重要な意義を有しています。

ト保険業法の改正とPTA等共済法の成立

平成18年4月、保険業法の改正に伴い、PTAや安全互助会、青少年教育団体の共済事業についても、保険会社の免許を受ける等の措置をとらなければ、自ら共済事業を実施することは原則として不可能となりました。そのような経緯もあり、PTA・青少年教育団体から、従前の共済事業を実施できる法整備の要望があり、そうした声に応える形で平成22年5月に、PTA等共済法が議員立法として成立しました。

PTA等共済法に基づく共済事業

前述のような経緯からPTA等共済法が成立し、平成30年4月現在、全国で27団体が本法に基づき、行政庁の認可を受けて共済事業を実施しています。また、PTA等共済法に基づく共済事業ではなく、保険会社と団体保険契約等を結び、保険事業を実施している団体もあります。

共済のメリット

法に則った事業で安定性や安心を確保

法律に基づき認可を受けて実施される事業であり、行政庁からの監督を受けることで、健全性が評価され、事業の安定性も高まります。団体として会員である保護者等に対し、事業の説明がしやすくなり、会員にとっても安心につながります。

安価な掛金と手厚い補償

既存の民間保険会社との団体契約に比べて、比較的安価な掛け金で手厚くきめ細やかな補償が可能となり、安定した事業の継続が確保できます。

各団体の実情に即した制度設計や運営が可能

一定のルールのもとで、掛け金や補償の内容について、各団体ごとにその実態に即した制度設計ができます。このほか、共済事業の中で安全普及啓発活動等を行うことができます。

安全普及啓発活動等とは

PTA等共済法第10条2項に基づいて行われる「青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業」のことを、安全普及啓発活動等といいます。

※参考(「PTA等共済法」および「PTA・青少年教育団体共済法施行規則(以下、PTA等共済法施行規則)」より)

- ●共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる。(PTA 等共済法 第10条2項)
- ●法第10条第2項に規定する共済会計において行うことができる青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業(以下「安全普及啓発活動等」という。)は、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げない範囲内において行うものとする。(PTA 等共済法施行規則 第20条1項)



共済団体は、災害※1 に関し共済金を交付する以外にも様々な事業を行っており、その 1 つが安全普及啓発活動等になります。全国各地で様々な取り組みが展開されている んですよ。

※1 負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。いわゆる自然災害のことではないので注意!

なるほど、共済団体の活躍の場は広いですね!次のページからは、全国の共済団体の 皆さまがどのような活動をされているのかをご紹介していきますね。



●「区分経理」の例外

前述の通り、安全普及啓発活動等は共済会計で実施することができますが、これは、共済団体が児童生徒等の安全確保や災害の未然防止等に取り組むことで、共済金給付の減少につながると考えられ、その事が共済事業の財務の健全性を確保し、結果として被共済者の保護につながるという観点から、区分経理の例外として認められたものです。こうした例外は、他の保険や共済制度の中でも極めて稀なケースとなっています。

●その他の事業について

共済会計において共済団体が実施できるのは、共済金給付事業と安全普及啓発事業等に限られていますが、 それ以外の事業はその他会計において実施することが可能となっています。その他会計にて、就学奨励金等 の事業を実施している共済団体もあります。

●「行政庁」はどこ?

PTA 等共済法23条に「一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める 共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とする。」という条文が あります。この条文の通り、1つの都道府県内において共済事業を実施している場合は都道府県教育委員会 が行政庁となります。それ以外の、2つ以上の都道府県にまたがって共済事業を実施する団体については、 文部科学大臣が行政庁となり、許認可や変更等の各種手続きは文部科学省まで提出することになります。

2. 安全普及啓発活動等の現状



ここからは安全普及啓発活動等に焦点を絞っていきます。全国各地では、どういった活動 が実施されていて、どのような課題があるのか・・・、事前に行った調査の結果を踏まえ ながら確認していきましょう!

安全普及啓発活動等調査※1の集計結果

実施している安全普及啓発活動等の形式※2

	団体数	割合
①団体が直接実施している	17	63%
②他団体に委託して実施している	5	19%
③活動を行っている団体等に助成金	21	78%
を出している		

平成30年度の安全普及啓発活動を実施するための	D予算額
-------------------------	------

平均値	¥3,801,118
最大値	¥18,730,000
最小値	¥67,000

安全普及啓発活動等の課題※2

	団体数	割合
①マンパワー不足で推進が難しい	14	52%
②活動資金不足で推進が難しい	9	33%
③外部の力を借りたいが、誰に相 談・依頼すればよいか分からない。	3	11%
④その他(「認知度不足」や「活動 の広がりが限定的」など)	12	44%

安全普及啓発活動等の普及のために、あれば役立つもの※2

	団体数	割合
①講演等を依頼できる講師リ		
ストや実施可能なプログラム	16	59%
一覧		
②安全普及啓発活動等に関す		
る情報がまとまった web サ	23	85%
イト等		
③費用の捻出方法に関するア	5	19%
イディアや具体的な事例	5	19/6
④マンパワー不足改善のため	7	26%
の工夫	7	20%
⑤その他	4	15%

※1 文部科学省PTA等共済室が平成30年4月に実施した調査で、6つの項目から成る安全普及啓発活動等に関する質問について、27の共 済団体全てからの回答があったもの。

※2 複数回答可の調査項目

調査結果から、安全普及啓発活動等が3パターンに分類されることが分かりました。

①共済団体が、直接事業を実施する場合

- 例)
- 研修会の開催AEDの設置、安全教材やグッズの作成 など
- ②共済団体が、他の団体に委託して事業を実施する場合
- ③共済団体が、他の団体の安全に資する活動に対して助成を行う場合
 - 単位PTAへの助成金の支出
 - 校長会等への助成金の支出 など



続いて、実際にどのような安全普及啓発活動等が実施されているか見ていきましょう。 (事前に行った調査の項目6について、各団体からご回答のあった内容を掲載しております。 調査項目6を空欄でご提出いただいた場合は掲載しておりませんので、ご了承下さい)

岩手県PTA連合会の取組

- ① 「共済事業ガイド」の発行 共済金の支払対象となる事故例や統計資料などの 情報提供をし、安全教育 に関する啓蒙を行っています。
- ② 「東北ブロック研究大会」の参加者に助成 平成30年度より、「東北ブロック研究大会」への参加者に1人3,000円 の助成を行います。



群馬県PTA安全互助会の取組

「家庭教育研究集会」(県P連と共催)

県 P の家庭教育委員会が計画運営主体。「情報モラル」「食育・ 健康」「体力作り」「防犯」「防災」など、その時々の課題を取 り上げ、複数の分散会で研究討議するもの。補助金10万円

「会長研修会」(県 P 連と共催)

次年度の単位 PTA 会長を対象に、本会の説明をするとともに、安 全な PTA 活動実施に向けての啓発を行う。補助金20万円。



▶埼玉県PTA安全互助会の取組

「当会では、当会加入の各市町村PTA連合会や各PTAで、安全教育啓発事業助成申請書(事業目 的・事業内容・予算)を提出していただき、審査会で審査し、市町村PTAには3万円を限度として助成 し、単位PTAには1万円を限度として助成しております。事業後には、事業内容や決算書、事業の写真 や参加者の感想や成果等を報告いただいております。

その他に、埼玉県主催の「埼玉県学校健康教育推進大会」を当会や埼玉県高等学校安全振興会等で共催事 業として行っております。

新潟県PTA安全互助会の取組

安全普及啓発活動を実施するPTA団体に助成金を支出する。

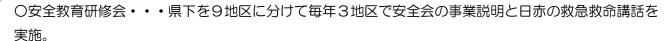
【金額】 新潟県P連 35万円まで 新潟市P連 20万円まで 郡市P連 5万円まで 単位PTA 2万円まで ただし、申請回数は1団体につき通算5回まで

【活動事例】

- いじめ問題講演会
- 防災教育講演会(地震等)
- 疾病予防講演会(うつ病) 安全標識作成・設置
- 安全環境整備活動(草刈・補修)○ 食育講演会
- 安全対策グッズ配付(熊鈴)○ 救急法講習会



富山県PTA親子安全会の取組



- ○講演会・・・11月末に県P連と合同で講演会を実施。
- ○会報「あんぜん」の発行・・・事業の内容や寄付金の募集、講演会の内容などを掲載
- 〇リーフレットの発行・・・安全会の事業をまとめたカラーパンフレットの配付
- 〇視聴覚教材(DVD)の購入と貸出・・・児童生徒及び保護者の啓発用ビデオ、DVD の管理貸出及び カラーパンフレットの作成

1

三重県PTA安全互助会の取組

三重県 Р Т A 安全 互助会が一般社団法人として衣替えをして早 1 年になります。

この1年間には、多くの安全普及啓発事業が開催され、県内各地への広がりも見えてきています。

その中心的事業がスマイルリーダー養成講座の開催です。8月4日には、三重県の「みえの親 スマイル ワーク事業」との共催で開催され、県内各地から約60名の参加者に認定証が手渡されました。認定証を 授与されたスマイルリーダーは、各学校での就学時健診や入学説明会では、ファシリテーターとして活躍 されています。

今後は、(一社)三重県PTA安全互助会が中心的な役割を果たす中で、三重県・三重県教育委員会・三 重大学との連携を図りながら、より一層充実をした安全普及啓発活動を広めていきたいと考えています。





スマイルリーダーは児童生徒の健全育成の担い手として重要な役割を果たしており、そうした人材の育成を安全普及啓発活動等として実施することは、とても意義のあることだと感じます。



-

熊本県PTA教育振興財団の取組

①共済の説明会を兼ねて校内やPTA行事、通学時等の安全啓発のための研修会を実施している。②県内の全学校(小中高)にAEDを1台づつ設置し、その使用方法を含めて普及啓発活動を実施している。③県内すべての市町村立小学校の校区毎に地元で見守り支援活動を実施するため、その経費を1校あたり3万円の範囲で支給している。④小中校の中で学校安全支援モデル校と体力づくり実践研究支援モデル校に対して1校あたり年に10万円の助成を行っている。



安全啓発普及のための研修会の様子 (熊本市会場)

鹿児島県教育安全振興会の取組

「共済事業ガイド」の発行鹿児島県教育安全振興会では、当会に加入している単位PTAを対象として

- ①「ケータイやスマートフォン」に関する研修会
- ②「AED」に関する研修会
- ③「交通安全」に関する研修会を実施した各単位PTAへの助成金給付を実施しています。

各研修会では、県内の公共団体や企業に講師を依頼するなどして、知識や技術の向上に努めています。 なお、助成金は1単位PTAに1万円を限度に給付しており、情報端末機器の家庭でのルール作りや安 全普及のための備品整備等に活用されています。

0

沖縄県PTA連合会安全委員会の取組

当委員会では、 ①会員を対象とした安全研修会の実施(毎年、本島・離島を含む6箇所にて) ②安全普及啓発活動を実施する単位 PTA や団体への助成金支出の実施。

助成金は、48団体に対して5万円を限度に支給。

交通安全、不審者対策、ネットトラブル、震災対策等に講師を依頼しプロからの実状やその対策の講演をしてもらう、PTA が学校・地域と連携して、看板・のぼり旗等を作成し、安全啓発に努めるなど、その運営や備品整備に活用されています。

また、当連合会でも毎年研究大会を実施、特1分科会の人権シンポジウムにて、沖縄県規模で安全啓発 を行っている。



▶ 札幌市PTA共済会の取組

本会では、交通安全旗を作成し、札幌市立の幼稚園、小学校、中学校掲示してもらうことで、交通安全意識の向上を目指しています。また、登下校の際の保護者等が安全に交通指導ができるようにユーティリティーコートを5年計画で配布しています。各区P連が安全普及啓発活動等に取り組めるよう、各区(10区)に20万円の助成金を支出しています。



横浜市安全教育振興会の取組

- 1. 安全教室(防災安全教室と救急法教室)
- ①防災安全教室:年間5回で各回 20 名ずつ募集で実施。横浜市民防災センターを会場とし、横浜市民防災センターの職員による講話と防災体験ツアーを行っている。
- ②救急法教室:年間7回で各回16名で実施。当会事務局を会場とし、日赤かながわから指導員(2名)を派遣してもらって実施している。講習終了後は日赤かながわから渡されている受講証を受講者に渡している。
- 2. 「健康と安全」ポスター展 横浜市教育委員会と横浜市PTA連絡協議会の後援を得て実施している。毎年夏季休業中の作品を9月~10月に募集。11月に小学校図画工作科研究会と中学校美術研究会の協力を得て審査を行い、特別賞・入選・佳作を決定。12月に作品展示会・表彰式を行っている。
- 3. カレンダー作成・配布

ポスター展の特別賞作品を4月~3月のカレンダーにし、各学校に配布







埼玉県高等学校安全振興会の取組

交通安全指導などの安全教育に特化した委託事業を行っています。

- ①交通安全指導支援事業(10校に支援)
- ②二輪車マナーアップ講習会支援
- ③学校健康教育推進大会支援
- ④高校安全教育研究会実施事業支援
- ⑤高等学校PTA連合会の安全教育事業への委託



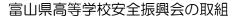
神奈川県立高等学校安全振興会の取組





新潟県高等学校PTA安全互助会の取組

新潟県高等学校PTA安全互助会では安全普及啓発活動を実施する単位 PTA に助成金の交付を行っています。助成金額は原則として1件につき3万円を上限に交付し、1団体、年間1回を原則としています。





当振興会では、

- ①加盟高校へのAEDの寄託
- ②安全普及啓発活動を実施する単位PTAや団体への助成金支出を実施しています。

AEDの寄託では、定期点検、パッドやバッテリーの交換を行っています。また、助成金は、昨年度22 団体に3万円を上限として支給しており、各団体では安全普及啓発活動の講師招聘等に利用しています。



静岡県高等学校安全振興会の取組

静岡県高等学校安全振興会では、児童生徒等の健康・安全に関する研修会を実施する教育関係団体又は学校に対して、研修会に要する経費のうち、講師謝金、交通費、資料代を 1 団体 20 万円の範囲内で助成しています。



福岡県学校安全振興会の取組

本会では、①県高P連の研修会②健康や安全を主とした活動を行っている関係諸団体へ助成金を交付。 ③また、加入団体へアンケートを取り健康用品を寄贈しています。





(左:雷探知機

上:パルスオキシメーター)



🥟 ボーイスカウト日本連盟の取組

当連盟では、「安全促進フォーラム」を全国の会場で開催しております。このフォーラムは、そなえよつねに共済の運用で得られた事故実績データを活用しながら、活動における事故発生数を低減できるよう、安全確保の徹底を参加相互のグループ討議を通じて学び、さらには、そなえよつねに共済および賠償責任保険の理解を深めることによって、より充実した活動が展開できるという内容で開催しています。



大阪府こども会育成連合会の取組

育成者や指導者を対象とした安全教育推進研修会を年 1 回開催しています。 安全なこども会活動を実施していただくための安全教育に関する研修会を実施しています。 警察本部や消防署などに交通安全や防災などの研修会です。 子どもたちの指導にも役立てていただいています。